

2016年(平成28年)11月10日

木曜日

Q 従業員の行方が分からなくなり、連絡が取れません。解雇したいのですが、どのようにしたらよいでしょうか。



消えた従業員の解雇

裁判所に申し立てを

A 行方が分からなくなつて連絡を取ることができないということは、週間が経過すると効果が

(弁護士 松田健太郎)

無断欠勤が続いていると
いうことですので、通常
は解雇事由または懲戒解
雇事由に該当します。

解雇は、使用者から従
業員に対する意思表示に
より労働契約を終了させ
ることです。解雇の効力
が発生するためには、從
業員に対して意思表示が
到達する必要があります
す。行方が分からなくな
っている従業員に対し
て、解雇の意思表示を行
うことができない場合に
は、民法に公示による意
思表示という方法が規定
されています。

これは裁判所に意思表
示の公示送達の申し立て
をすることにより、行方
不明者に対して意思表示
を行う方法です。この申
し立てが認められると、
裁判所に意思表示の内容
が掲示されるなどし、2

発生します。ご質問のケ
ースでも、公示送達によ
り意思表示をすることが
考えられます。

公示送達は時間と手間
がかかるため、就業規則
を工夫しておくことで、
問題を回避することができます。例えば「会社に
届け出のない欠勤が〇日
を経過したときは退職と
する」という自動退職規
定を整備しておくと、解
雇通知を行うことなく労
働契約を終了させることができます。

このような規定がない
場合、無断欠勤が続いて
使用者に何の連絡もない
ということです。従業員側
から默示の退職(辞職)
の意思表示がなされたと
して取り扱うこととも考
えられます。特に行方が分
からなくなる前に、退職
することを前提としたよ
うな言動がみられた場合
には、そのような解釈が
可能ではないかと考えま
す。